【意匠:論点】

間1.

意匠法3条の2の規定の立法趣旨及び平成18年改正の趣旨を問う。

意匠法3条の2の適用に際し、優先権主張出願、各種の特殊出願及び設定登録後の補正の要旨変更が認められた場合における出願日の認定に関する理解を問う。

問2.

相互に類似する意匠を権利化する場合及び権利化した後に実施する場合に留意すべき ことについて、関連意匠出願(意10条)、秘密意匠(意14条)、意匠登録を受ける権利の 移転(意15条で準用する特33-34条)、関連意匠の分離移転禁止(意22条)及び専用実施権 の設定(意27条)等に関する理解を問う。